

遠軽町新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

計画の趣旨

政府行動計画及び北海道行動計画に基づき、本町が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定め、国、北海道、医療機関、ライフライン事業者等の関係機関と連携・協力し総合的に対策を推進する。

対象とする感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
町民の権利と自由に制限が加わる場合は、必要最小限となるようにする。
- 危機管理としての特措法の性格
緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。
- 関係機関相互の連携協力の確保
北海道対策本部等と緊密な連携を図る。
- 記録の作成・保存
町対策本部における対応は、記録を作成し、保存及び公表する。

行動計画の構成

【はじめに】

- 国及び北海道行動計画の取組み
- 町における取組みの経緯

【I 総論】

- 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

【II 各段階における対策】

- 各発生段階における対策
(発生段階)

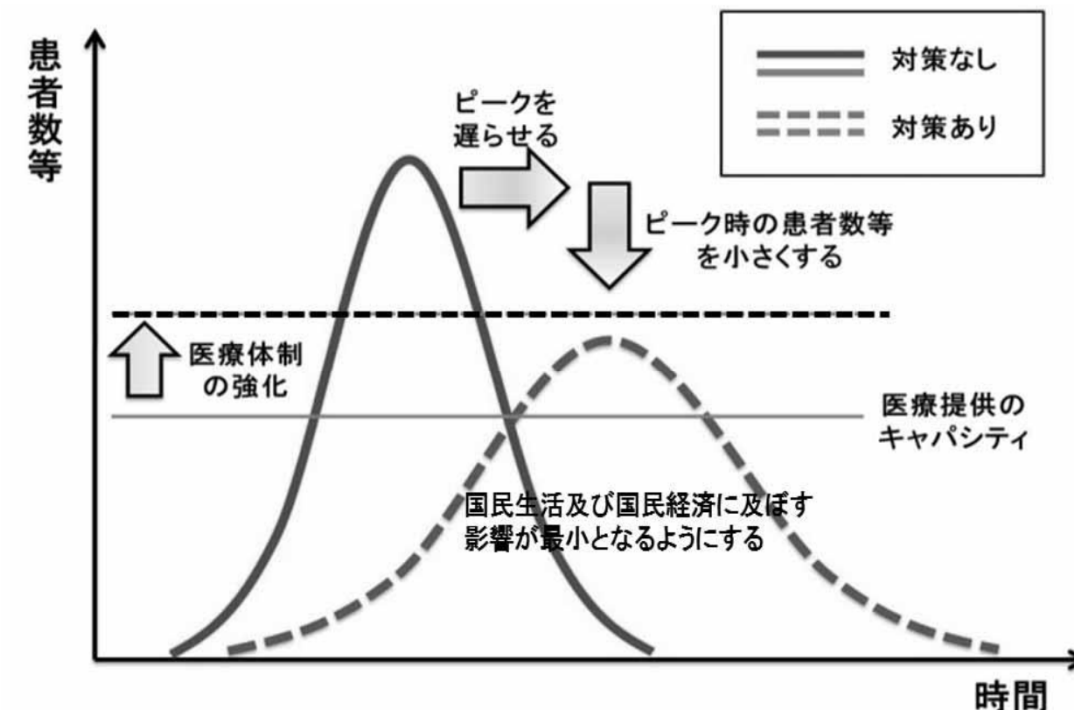
	(主要対策)
1 未発生期	(1) 実施体制
2 海外発生期	(2) 情報収集
3 国内発生早期	(3) 情報提供・共有
4 国内感染期	(4) 予防・まん延防止
5 小康期	(5) 医療等
	(6) 町民生活・地域経済の安定確保

※町行動計画は、今後の科学的知見を取り入れ見直しが行われる政府行動計画、北海道行動計画等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

対策の目的及び基本的な考え方

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにする。

【対策の効果 <概念図>】



新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- 感染者数（発病率）… 5,500人（全人口の25%）
- 医療機関受診者数… 2,260人～4,340人
- 入院患者数… 90人～345人
- 死亡者数… 30人～110人

発生段階ごとの対策の概要

未発生期

海外発生期

国内発生期

国内発生早期

国内感染期

小康期

対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた体制整備 ○発生に備えた情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 ○発生に備えた情報収集や体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大の防止 ○適切な医療の提供 ○感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の維持 ○健康被害を最小限に抑えた取組 ○町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○町行動計画の策定 ○初期対応体制の確立や関係機関等との連携及び情報交換等 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて緊急対策会議等の開催 ○国の基本的対処方針及び道の対策、町行動計画に基づき対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて緊急対策会議等の開催 ○町対策本部の設置 ○国の基本的対処方針及び道の対策、町行動計画に基づき対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の基本的対処方針及び道の対策、町行動計画に基づき対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○町対策本部の廃止
緊急事態宣言時				<ul style="list-style-type: none"> ○特措法第34条に基づく町対策本部の設置 	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の新型インフルエンザ等の発生情報の収集 ○学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の新型インフルエンザ等の発生情報の収集 ○学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の発生状況等の収集 ○学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の発生状況等の収集 ○学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の発生状況等の収集 ○学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な情報提供や感染対策の普及促進 ○情報提供体制の整備 ○相談窓口等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関とメール等で情報共有・注意喚起 ○相談窓口等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関とメール等で情報共有・注意喚起 ○相談窓口等の体制の充実・強化 ○町民に対し、感染対策についての情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関とメール等で情報共有・注意喚起 ○相談窓口等の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民に第一波の終息と第二波発生の可能性等の周知 ○関係機関とメール等で情報共有 ○相談窓口等の縮小
予まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人及び職場における感染対策の普及促進 ○特定接種及び町民に対する予防接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人における対策の普及・強化 ○町民に対する感染危険情報・予防接種体制などに関する情報提供 ○特定接種・町民に対する予防接種の準備及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人における対策の普及・強化 ○事業所、施設等の対策の周知 ○町民に対する感染危険情報・予防接種体制などに関する情報提供 ○特定接種・町民に対する予防接種の準備及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人における対策の徹底 ○事業所、施設等の対策の徹底 ○町民に対する予防接種体制などに関する情報提供 ○特定接種・町民に対する予防接種の準備及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波発生に備え、町民に対する予防接種の実施
緊急事態宣言時			<ul style="list-style-type: none"> ○特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の臨時の予防接種の実施
医療等	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の整備 ○国及び道が要請する対策等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等への情報提供 ○国及び道等の要請に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者や医療機関等から要請された場合の患者の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の医療体制への変更
町民生活・地域経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者の把握及び生活支援等の検討 ○必要な物資及び資材の備蓄等 ○火葬能力及び一時遺体安置施設等の把握・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への生活支援の準備 ○一時遺体安置施設等の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○一時遺体安置施設等の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○一時遺体安置施設等の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品、生活必需品等の適切な購入の要請
緊急事態宣言時			<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の価格安定のための対策 ○水の安定供給のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の価格安定のための対策 ○要援護者への生活支援 ○一時遺体安置施設等の確保 ○水の安定供給のための措置 	